

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が、控除を受ける納税義務者および配偶者の所得金額に応じて見直されました。

1 配偶者控除の改正

合計所得金額が900万円を超える納税義務者は、控除額が段階的に縮小します。また、合計所得金額が1000万円を超える納税義務者は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額を、123万円以下（現行76万円未満）に引き上げます。また、合計所得金額が900万円を超える納税義務者は、控除額が段階的に縮小します。

なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1000万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

●配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表

			納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	950万円以下	1000万円以下	1000万円超
配偶者の 合計所得 金額	38万円以下	配偶者 特別控除	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)	適用外
	85万円以下		38万円	26万円	13万円	
	90万円以下		36万円	24万円	12万円	
	95万円以下		31万円	21万円	11万円	
	100万円以下		26万円	18万円	9万円	
	105万円以下		21万円	14万円	7万円	
	110万円以下		16万円	11万円	6万円	
	115万円以下		11万円	8万円	4万円	
	120万円以下		6万円	4万円	2万円	
	123万円以下		3万円	2万円	1万円	
	123万円超			適用外		

※()は老人控除対象配偶者(70歳以上)の控除額

医療費控除

29年分の確定申告から、医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーションの明細書」の添付が必要となりました。領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知*を添付すると、明細の記入を省略できます。

*健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など

※経過措置として31年分までの確定申告については、領収書の添付または提示によることもできます。

医療費通知の郵送

30年分の医療費控除の申告手続に使用できるよう、国民健康保険の加入者にお送りしている医療費通知の様式を変更しました。

30年11・12月診療分の医療費通知は、31年2月末発送予定です。2月中に医療費控除の申告をされる人は、11・12月分の医療費について、領収書に基づき「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

要介護認定者の医療費・障害者控除

◆要介護認定者の医療費控除

問 長寿課(☎62-1013)

確定申告の医療費控除は、寝たきりの人のおむつ代も控除の対象です。医師が発行する「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書を添付することで医療費控除が受けられます。控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、「おむつ使用証明書」の代わりとなる「主治医意見書内容確認書」を発行できる場合があります。

※確認書は、要介護認定時に使用した主治医意見書より判断するため、該当しない場合は発行できません。

※2年目以降の人も医師が発行する「おむつ使用証明書」で控除は受けられます。

◆要介護認定者の障害者控除

確定申告の障害者控除は、65歳以上の要介護認定者(要介護1以上)も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が控除の対象者に該当し、控除を受ける人には、「障害者控除対象者認定書」を発行できます。

※30年12月31日現在の認定状況などにより認定書を発行できない場合があります。

※障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても「障害者控除」を受けられます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は控除額の多い方で申告できます。

※認定書は障害者手帳の代わりになりません。

【共通】

申 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。